

政令第三百八十三号

厚生年金基金令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第七十四条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金基金令の一部改正）

第一条 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八節 合併及び分割並びに権利義務の移転及び承継（第四十一条の二・第四十一条の三）」を「第八節 基金間の移行等（第四十一条の二―第四十一条の三の五）」に、「第九節 確定拠出年金への移行（第四十一条の四―第四十一条の六）」を「第九節 確定拠出年金への移行等（第四十一条の四―第四十一条の七）」に、「第二章 厚生年金基金連合会（第四十九条―第五十四条）」を「第二章 企業年金連合会（第四十八条の二―第五十四条）」に改める。

第十八条中「第二十三条第一項」の下に「、第二十三条の二第一項」を加える。

第二十条第二項中「取得した者」の下に「（加入員の資格を喪失した後に法第四百四十四条の三第三項の

規定により他の基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継し、又は法第百六十条第五項の規定により企業年金連合会（以下「連合会」という。）が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者を除く。」を加える。

第二十一条中「なつたとき」の下に「（その者が加入員の資格を喪失した後に法第百四十四条の三第三項の規定により他の基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継し、又は法第百六十条第五項の規定により連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継したときを除く。）」を加える。

第二十八条の二中「厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）」を「連合会」に改める。

第三十九条の三第二項第一号中「第二十四条」の下に「、第四十一条の三の五第二項及び第五十二条の五の三第二項」を、「規定する期間」の下に「並びに確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第八十八条の三第一項各号に掲げる期間」を加え、同項第二号中「第百六十二条の三第一項」を「第百六十一条第一項」に改める。

「第八節 合併及び分割並びに権利義務の移転及び承継」を「第八節 基金間の移行等」に改める。

第四十一条の三を次のように改める。

(設立事業所の一部について行う権利義務の移転)

第四十一条の三 法第四百四十四条の二第一項の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 設立事業所の事業主(以下この号において「譲受事業主」という。)が、吸収分割又は営業の全部若しくは一部の譲受けにより、他の基金の設立事業所の事業主(以下この号において「譲渡事業主」という。)からその営業の全部又は一部を承継した場合であつて、譲受事業主が設立する基金が、譲渡事業主の設立事業所に使用される者であつて当該承継された営業の全部又は一部に係る事業に主として従事していたものとして厚生労働省令で定めるものの譲渡事業主が設立した基金に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継する場合

二 甲基金及び乙基金の規約において、あらかじめ、甲基金の設立事業所に使用される甲基金の加入員の一部(以下この号において「一部移転加入員」という。)に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を乙基金が承継することを定める場合(一部移転加入員が乙基金の設立事業所に使用されることとなつたことにより、甲基金の設立事業所に使用されなくなつたときに、当該一部移転加入員の同意を得て当該権利義務の承継を行う場合に限る。)

第一章第八節中第四十一条の三の次に次の四条を加える。

(設立事業所に係る権利義務の移転を申し出る際の手続等)

第四十一条の三の二 甲基金が、法第四百四十四条の二第一項の規定に基づき、甲基金の設立事業所に使用される甲基金の加入員又は加入員であつた者に係る甲基金の加入員であつた期間に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合は、次に掲げる者の同意を得なければならぬ。

一 脱退事業所（法第四百四十四条の二第一項に規定する脱退事業所をいう。以下この条において同じ。

）の事業主の全部

二 当該脱退事業所に使用される甲基金の加入員の二分の一以上の者

三 甲基金の脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の四分の三以上の者

2 前項の場合において、脱退事業所が二以上であるときは、同項第二号に掲げる者の同意は、各脱退事業所について得なければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、前条第二号の場合にあつては、第一項第二号及び第三号に掲げる者の同

意を要しないものとする。

4 乙基金が、法第四百四十四条の二第三項の規定に基づき、脱退事業所に使用される甲基金の加入員又は加入員であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継することにより、甲基金の設立事業所が減少することとなるときは、当該脱退事業所については法第四百四十四条第一項の規定による同意を得たものとみなす。

5 甲基金が、法第四百四十四条の二第一項の規定に基づき、脱退事業所に使用される甲基金の加入員であつた者又はその死亡を支給理由とする甲基金の年金たる給付の受給権を有する者（以下この項において「遺族」という。）に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合には、当該甲基金の加入員であつた者又はその遺族の同意を得なければならない。

6 乙基金が、法第四百四十四条の二第三項の規定に基づき、脱退事業所に使用される甲基金の加入員又は加入員であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継したときは、当該権利義務が承継された者に係る甲基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間は、乙基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間とみなす。

(中途脱退者の加入員であつた期間)

第四十一条の三の三 法第四百四十四条の三第一項の当該基金の加入員であつた期間は、老齡年金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間の計算の例により計算するものとし、第二十四条、第四十一条の三の五第二項及び第五十二条の五の三第二項並びに確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項の規定により老齡年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間があるときは、当該加入員であつた期間にその老齡年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間を加えるものとする。

2 法第四百四十四条の三第一項の政令で定める期間は、二十年とする。

(他の基金への権利義務の移転及び脱退一時金相当額の移換の申出)

第四十一条の三の四 法第四百四十四条の三第一項の規定による中途脱退者に係る老齡年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出及び同条第五項の規定による脱退一時金相当額(同項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)の移換の申出(第五十五条の二第一項において「権利義務の移転等の申出」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者が甲基金の加入員の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日又は乙基金の加入員の資格を取得した日から起算して三月を経過

する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

(脱退一時金相当額を移換する場合における加入員期間の取扱い)

第四十一条の三の五 乙基金が法第四百四十四条の三第三項の規定により権利義務を承継したときは、当該中途脱退者の甲基金の加入員であつた期間は、乙基金の加入員であつた期間とみなす。

2 乙基金が法第四百四十四条の三第六項の規定により中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

「第九節 確定拠出年金への移行」を「第九節 確定拠出年金への移行等」に改める。

第四十一条の四各号列記以外の部分中「第四百四十四条の三第一項」を「第四百四十四条の五第一項」に改め、同条第二号中「第四百四十四条の三第二項」を「第四百四十四条の五第二項」に改め、同条第五号中「企

業型年金をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「第四百四十四条の三第一項」を「第四百四十四条の五第一項」に改める。

第四十一条の五中「第四百四十四条の三第四項」を「第四百四十四条の五第四項」に改める。

第四十一条の六中「第四百四十四条の三第一項」を「第四百四十四条の五第一項」に改める。

第一章第九節中第四十一条の六の次に次の一条を加える。

（確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出）

第四十一条の七 第四十一条の三の四の規定は、法第四百四十四条の六第一項の規定による中途脱退者に係る脱退一時金相当額の企業型年金の資産管理機関又は確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会（第五十二条の五の二第三項において「国民年金基金連合会」という。）への移換の申出について準用する。この場合において、第四十一条の三の四第一項中「第四百四十四条の三第一項の規定による中途脱退者に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移換の申出及び同条第五項」とあるのは「第四百四十四条の六第一項」と、「同項」とあるのは「法第四百四十四条の三第五項」と、「甲基金」とあるのは「基金」と、「乙基金の加入員」とあるのは「企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する

企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。)

と読み替えるものとする。

「第二章 厚生年金基金連合会」を「第二章 企業年金連合会」に改める。

第二章中第四十九条の前に次の一条を加える。

(会員の資格)

第四十八条の二 法第五十八条の五第二号の政令で定める年金制度は、企業型年金とする。

第四十九条中「第百五十九条第三項第二号」を「第百五十九条第四項第二号」に改め、同条第一号中「である基金」を削り、「指導」を「助言」に改め、同条第二号及び第三号中「基金」を「会員」に改め、同条第四号中「である基金」を削る。

第五十条を削る。

第四十九条の二中「第百五十九条第六項」を「第百五十九条第七項」に改め、同条を第五十条とする。

第五十一条第一項中「(法第六十二条の二の規定により読み替えて適用する法第六十条の二第三項の規定により連合会が当該一時金たる給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当

該加算された額の一時金たる給付」を削り、「厚生労働省令の」を「厚生労働省令で」に改め、「の属する月の翌月」を削り、「三月以内」を「一年を経過する日までの間」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 第四十一条の三の四第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の申出について準用する。

第五十二条を次のように改める。

(現価相当額の計算)

第五十二条 法第六十条第四項の規定による現価相当額の計算は、当該中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齢年金給付の額について、厚生労働大臣の定めるところにより行うものとする。

第五十二条の二中「第六十二条の三第五項」を「第六十一条第五項」に、「第六十二条の四第二項」を「第六十二条第二項」に、「厚生労働省令の」を「厚生労働省令で」に改める。

第五十二条の三中「第六十二条の三第五項」を「第六十一条第五項」に改める。

第五十二条の四第一項中「第六十二条の四第二項」を「第六十二条第二項」に改める。

第五十二条の五の次に次の三条を加える。

（連合会から基金等への年金給付等積立金の移換等の申出）

第五十二条の五の二 法第六十五条第一項の規定による中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出及び同条第五項の規定による年金給付等積立金（同条第一項の老齢年金給付に充てるべき積立金を除く。以下この条、次条第二項及び第三項並びに第五十五条の二第二項及び第四項において同じ。）の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等が基金の加入員の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 前項の規定は、法第六十五条の二第一項の規定による中途脱退者等に係る年金給付等積立金の確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。次条第三項において同じ。）への移換の申出について準用する。この場合において、前項中「第六十五条第一項の規定による中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出及び同条第五項」とあるのは「第六十五条

の二第二項」と、「基金の加入員」とあるのは「確定給付企業年金の加入者」と読み替えるものとする。

- 3 第一項の規定は、法第六十五条の三第一項の規定による中途脱退者等に係る年金給付等積立金の企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会への移換の申出について準用する。この場合において、第一項中「第六十五条第一項の規定による中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出及び同条第五項」とあるのは「第六十五条の三第一項」と、「基金の加入員」とあるのは「企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）」と読み替えるものとする。

- 4 第四十一条の三の四第一項ただし書及び第二項の規定は、前三項の申出について準用する。

（連合会から基金等へ年金給付等積立金を移換する場合等における加入員期間等の取扱い）

第五十二条の五の三 甲基金が法第六十五条第三項の規定により権利義務を承継したときは、当該中途脱退者等に係る法第六十条第五項の規定により連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を承継した乙基金又は法第六十一条第一項の解散した丙基金（次項において「解散基金」という。）の加入

員であつた期間は、甲基金の加入員であつた期間とみなす。

2 基金が法第六十五條第六項の規定により当該中途脱退者等に係る年金給付等積立金の移換を受けたときは、法第六十條の二第二項の規定により連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は解散基金の加入員であつた期間（次項において「算定基礎期間等」という。）の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等に支給する老齡年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

3 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が法第六十五條の二第二項の規定により当該中途脱退者等に係る年金給付等積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九條第一項に規定する事業主等をいう。）は、算定基礎期間等の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等に係る確定給付企業年金の加入者期間（同法第二十八條第一項に規定する加入者期間をいう。）に算入するものとする。

（年金給付等積立金の計算）

第五十二條の五の四 法第六十五條第四項に規定する年金給付等積立金の額は、次の各号に掲げる場合

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該中途脱退者等が中途脱退者である場合 当該中途脱退者等が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齢年金給付の額（法第六十条の二第三項の規定により連合会が当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算額を控除した額）について第五十二条の規定の例により計算した額

二 当該中途脱退者等が解散基金加入員（確定給付企業年金法第一百条の二第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者を含む。）である場合 法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額に、当該中途脱退者等に係る法附則第三十条第三項において準用する同条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額（以下この号において「過去期間代行給付現価の額」という。）を連合会の過去期間代行給付現価の額の総額で除して得た率を乗じて得た額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

第五十四条第二項の表第二十八条の二の項中「第一百五十九条第六項」を「第一百五十九条第七項」に、「厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）」を「連合会」に改める。

第五十五条の三を第五十五条の四とし、第五十五条の二を第五十五条の三とし、第五十五条の次に次の一条を加える。

(中途脱退者等への説明義務)

第五十五条の二 基金は、当該基金の加入員が当該加入員の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、権利義務の移転等の申出及び法第四百四十四条の六第一項の規定に基づく脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転又は脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入員の資格を喪失した者に説明しなければならない。

2 基金は、当該基金の加入員の資格を取得した者が、当該基金へ老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転することができるものであるとき又は年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額を移換することができるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入員の資格を取得した者に係る当該基金の給付に関する事項その他老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転又は年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入員の資格を取得した者に説明しなければならない。

3 連合会は、中途脱退者の求めがあつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者に係る連合会の給付に関する事項その他老齢年金給付の支給に関する義務の移転又は脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該中途脱退者に説明しなければならない。

4 確定給付企業年金の事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者が、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等へ年金給付等積立金を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の資格を取得した者に係る当該確定給付企業年金の給付に関する事項その他年金給付等積立金の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

第六十七条第二項中「第百五十九条第六項」を「第百五十九条第七項」に改める。

附則第五条第一項第二号及び第六条中「第百六十二条の三第一項」を「第百六十一条第一項」に改める。

附則第八条中「第百四十四条の三第四項」を「第百四十四条の五第四項」に、「第百六十二条の三第一項」を「第百六十一条第一項」に改める。

附則第九条及び第十条を削る。

(確定拠出年金法施行令の一部改正)

第二条 確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十六条」を「―第四十六条の二」に、「第五十九条」を「第六十条」に改める。

第二条中「又は法第八十条第一項」を「、第五十四条の二第一項又は第八十条第一項」に改める。

第三条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 法第五十四条の二第一項の規定による脱退一時金相当額等(同項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。)の移換に関する事項

第二十二条第一項第一号中「第四百四十四条の三第一項」を「第四百四十四条の五第一項」に、「及び」を「又は」に改め、「者が」の下に「、その者が」を、「部分」の下に「(以下この号及び次号において「本人負担分」という。)の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分」を加え、同項第二号中「第四百四十四条の三第四項」を「第四百四十四条の五第四項」に、「及び」を「又は」に、「負担した掛金(同法第四百四十条第一項の規定による徴収金を含む。)」を原資とする部分」を「本人負担分の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に改め、「者が」の下

に「、その者が」を、「部分」の下に「（以下この号及び次号において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分」を加え、同項第四号中「及び」を「又は」に、「負担した掛金を原資とする部分」を「本人負担分の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分」に改める。

第二十四条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第五十四条の二第一項の規定により企業型年金の資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けた場合について準用する。この場合において、前項中「第五十四条第二項」とあるのは

「第五十四条の二第二項」と、「資産」とあるのは「脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

第二十五条を次のように改める。

（脱退一時金相当額等の移換に関する事項の説明義務）

第二十五条 事業主は、その実施する企業型年金の加入者の資格を取得した者が、当該企業型年金の資産管理機関へ脱退一時金相当額等を移換することができるものときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該脱退一時金相当額等の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額等の移換に関して必要

な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

第二十六条中「及び実施事業所の事業主」を「、実施事業所の事業主及び企業年金連合会（厚生年金保険法第四百九十九条第一項の企業年金連合会をいう。）」に改め、「第五十四条第一項」の下に「又は第五十四条の二第一項」を、「に資産」の下に「（脱退一時金相当額等を含む。以下この条及び第五十九条第一項第三号において同じ。）」を加え、「同項」を「法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項」に改め、同条第三号中「第五十四条第二項」の下に「又は第五十四条の二第二項」を加える。

第二十七条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 法第七十四条の二第一項の規定による脱退一時金相当額等の移換に関する事項

第三十八条に次の一項を加える。

2 第二十四条第一項、第二十五条及び第二十六条の規定は、法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「第五十四条第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「資産」とあるのは「脱退一時金相

当額等」と、第二十五条中「事業主」とあるのは「連合会」と、「その実施する企業型年金の加入者」とあるのは「個人型年金の加入者」と、「当該企業型年金の資産管理機関」とあるのは「連合会」と、第二十六条各号列記以外の部分中「第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項」とあるのは「第七十条の二第一項」と、「資産管理機関に資産（脱退一時金相当額等を含む。以下この条及び第五十九条第一項第三号において同じ。）」とあるのは「連合会に脱退一時金相当額等」と、「資産が」とあるのは「脱退一時金相当額等」と、「当該企業型年金に係る企業型記録関連運営管理機関（法第十六条第一項に規定する企業型記録関連運営管理機関をいい、厚生年金基金及び企業年金基金にあつては、移換対象者に係る法第二条第七項第一号に規定する記録関連業務を行う事業主を含む。）」とあるのは「法第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関」と、同条第一号及び第二号中「資産の」とあるのは「脱退一時金相当額等の」と、同条第三号中「第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

第四章中第四十六条の次に次の一条を加える。

(個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第四十六条の二 事業主は、その実施する企業型年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき又は当該企業型年金が終了したときは、法第八十条から第八十二条までの規定による個人別管理資産の移換に関する事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者に説明しなければならない。

第五十九条の見出しを「(法附則第三条第一項の脱退一時金の支給要件等)」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

法附則第三条第一項第五号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 企業型年金加入者等の資格を喪失した者(次号に掲げる者を除く。)又は個人型年金加入者等の資格を喪失した者 次に掲げる額を合算した額

イ 前条第一項の規定により計算した額

ロ 法第七十四条の二第一項の規定に基づき連合会に移換することとなっていた資産であって、請求

日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

二 法第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者 前条第一項第一号に掲げる額

2 法附則第三条第一項第五号の政令で定める額は、五十万円とする。

第五十九条を第六十条とし、第五十八条の次に次の一条を加える。

(法附則第二条の二第一項の脱退一時金の支給要件等)

第五十九条 法附則第二条の二第一項第二号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 脱退一時金の支給を請求した日（以下この項及び次条第一項第一号ロにおいて「請求日」という。

）が属する月の前月の末日において厚生労働省令で定めるところにより計算した個人別管理資産の額

二 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主が拠出することとなっていた掛金であつて、請

求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額

三 法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなっていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

四 法第三条第三項第十号に掲げる事項を規約で定めている場合にあつては、当該規約により事業主に返還されることとなる額

2 法附則第二条の二第一項第二号の政令で定める額は、一万五千元とする。

3 法附則第二条の二第三項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をした日以後の企業型年金規約で定める日（その支給を請求した日から起算して三月を経過する日までの間に限る。）における個人別管理資産額とする。

附則第二条第三項中「受益者等が」の下に「、その者が」を、「部分」の下に「（以下この項において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分」を加える。

（確定給付企業年金法施行令の一部改正）

第三条 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 確定給付企業年金の終了及び清算（第五十五条―第六十五条）」を

「第七章 確定給

第七章の二 企

付企業年金の終了及び清算（第五十五条―第六十五条）

に、「第七十九条」

業年金連合会による中途脱退者等に係る措置（第六十五条の二―第六十五条の八）」

を「第九十四条」に改める。

第二条第三号中「規定する」を「掲げる」に改め、「限る。」の下に「又は法第一百十条の二第三項の規定に基づき厚生年金基金の設立事業所の一部に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合（第七十三条第二項において準用する第四十九条第二号に掲げる場合に限る。）」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第八十一条の二第二項、第一百十五条の三第二項若しくは第一百十五条の四第二項又は厚生年金保険

法第六十五条の二第二項の規定に基づき、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）が脱退一時金相当額等（脱退一時金相

当額（法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）、「厚生年金基金脱退一時金相当額（厚生年金保険法第四百四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。第七十三条第六項、第八十八条の三第二項並びに第九十三条第二項及び第三項において同じ。）、「積立金（法第五十九条に規定する積立金をいう。以下同じ。）又は年金給付等積立金（厚生年金保険法第六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。）を総称する。以下この号において同じ。）の移換を受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項

第五条第四号中「、第三号及び第五号」を「から第四号まで及び第六号」に改める。

第二十一条に次の一号を加える。

四 加入者の資格を喪失した後に法第八十一条の二第二項、第九十一条の二第二項、第一百五十五条の二第

二項又は第一百七十七条の二第二項の規定により脱退一時金相当額が移換された者

第三十六条第一号中「法第四条第三号に規定する資産管理運用機関又は基金」を「資産管理運用機関等」に改める。

第四十二条第一項中「給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）」を「積立金」に改める。

第四十九条第二号中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(中途脱退者の加入者であった期間)

第四十九条の二 法第八十一条の二第一項の政令で定めるところにより計算した当該確定給付企業年金の加入者であった期間は、法第二十八条第一項に規定する加入者期間の計算の例により計算するものとする。

2 法第八十一条の二第一項の政令で定める期間は、二十年とする。

第五十条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条第六項中「前条第二号」を「第四十九条第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

8 法第七十九条第一項に規定する承継事業主等が同条第二項の規定により権利義務を承継したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該移転加入者の移転確定給付企業年金の加入者期間は、承継確定給付企業年金の加入者期間とみなす。

第五十条の次に次の三条を加える。

(脱退一時金相当額の移換の申出)

第五十条の二 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する中途脱退者（規約で定める老齢給付金を受けるための要件のうち法第三十六条第二項に規定する老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者を除く。第八十八条の三第二項を除き、以下「中途脱退者」という。）が移換元確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。）の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日又は移換先確定給付企業年金（同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。）の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

（脱退一時金相当額を移換した場合における加入者期間の取扱い）

第五十条の三 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、法第八十一条の二第二項の規定により脱退一

時金相当額の移換を受けたときは、移換先確定給付企業年金の事業主等は、当該脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者に係る加入者期間に算入するものとする。

（中途脱退者等への事業主等の説明義務）

第五十条の四 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明しなければならない。

2 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者が当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に脱退一時金相当額を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の資格を取得した者に係る当該確定給付企業年金の給付に関する事項その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

第六十五条の次に次の一章を加える。

第七章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置

(老齢給付金等の額の基準)

第六十五条の二 法第九十一条の二第三項及び第九十一条の三第三項の規定により企業年金連合会(厚生年金保険法第四百十九条第一項の企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)が支給する老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金の額は、法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

(連合会が支給する遺族給付金等に関する読替え)

第六十五条の三 法第九十一条の五第四項の規定により法第五十四条の規定を準用する場合には、同条中「加入者又は加入者であった者」とあるのは、「第九十一条の五第一項に規定する終了制度加入者等」

と読み替えるものとする。

2 法第九十一条の七の規定により法第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第四十七条、第五十四条、第五十九条、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十六条並びに第七十二条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十四条第一項	老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金	第九十一条の二第三項及び第九十一条の三第三項の老齢給付金並びに第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項の遺族給付金
第三十六条第一項	加入者又は加入者であった者	中途脱退者（第八十一条の二

	第三十七条第一項	第三十七条第二項	第四十七条
	事業主等	前条第一項	遺族給付金は
<p>第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。）又は第九十一条の三第一項に規定する終了制度加入者等</p> <p>厚生年金保険法第四百九条第一項の企業年金連合会（以下「連合会」という。）</p>	<p>第九十一条の七において準用する前条第一項</p>	<p>第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項の遺族給付金</p>	<p>は</p>

	<p>加入者又は当該確定給付企業年金の老齢給付金の支給を受けている者</p>	<p>中途脱退者又は第九十一条の三第一項若しくは第九十一条の四第一項に規定する終了制度加入者等</p>
<p>第五十四条</p>	<p>加入者又は加入者であった者</p>	<p>中途脱退者又は第九十一条の三第一項若しくは第九十一条の四第一項に規定する終了制度加入者等</p>
<p>第五十九条</p>	<p>事業主等</p>	<p>連合会</p>
<p>第六十条第一項</p>	<p>加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）</p>	<p>中途脱退者並びに第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項及び第九十一条の五第一項に規定する終了制度加入</p>

	額及び第三項に規定する最低積立基準額	者等
第六十条第二項	掛金収入の	連合会がこの法律の規定に基づき確定給付企業年金の資産管理運用機関等から移換を受ける
第六十一条	事業主等 前条第二項 という。)及び同条第三項に規定する最低積立基準額(以下「最低積立基準額」という。)	連合会 第九十一条の七において準用する前条第二項 という。)

第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項		基金	連合会
第七十二条		基金が	連合会が
基金資産運用契約の		第九十一条の七において準用する第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約の	
基金の	基金資産運用契約を	これらの契約を	連合会の

(準用規定)

第六十五条の四 第二十五条及び第二十六条の規定は連合会が支給する給付について、第二十九条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十三条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は連合会が支給する法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項の遺族

給付金について、第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は連合会が支給する法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項の遺族給付金並びに法第九十一条の四第三項の障害給付金について、第四十条から第四十八条までの規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十五条	第三十三条	第九十一条の七において準用する法第三十三条
第二十六条第一項	第四十八条各号	第九十一条の七において準用する法第四十八条各号
第二十九条	第三十八条第二項	第九十一条の七において準用する法第三十八条第二項
第二十九条第三号	第三十条第一項	第九十一条の六第一項
第三十三条	第四十七条	第九十一条の七において準用

	第三十三条第一号	第三十三条第二号	第三十四条	第四十条第一項	第四十条第二項
	第三十六条第二項に規定する老齢給付金支給開始要件（以下「老齢給付金支給開始要件」という。）	第三十七条第一項	第五十四条	第六十六条第一項	基金
する法第四十七条	第九十一条の七において準用する法第三十六条第二項第一号に掲げる要件	第九十一条の七において準用する法第三十七条第一項	第九十一条の五第四項及び第九十一条の七において準用する法第五十四条	第九十一条の七において準用する法第六十六条第一項	連合会
第九十一条の七において準用					

		第四十一条		第四十二条			
基金	第六十六条第一項	基金	第六十六条第一項	基金	第六十六条第四項	基金	第六十六条第四項
連合会	第九十一条の七において準用する法第六十六条第一項	連合会	第九十一条の七において準用する法第六十六条第一項	連合会	第九十一条の七において準用する法第六十六条第四項	連合会	第九十一条の七において準用する法第六十六条第四項
連合会	第九十一条の七において準用する法第六十六条第二項	連合会	第九十一条の七において準用する法第六十六条第二項	連合会	第九十一条の七において準用する法第六十六条第二項	連合会	第九十一条の七において準用する法第六十六条第二項
第三項	厚生年金保険法第百五十八条	第三項	厚生年金保険法第百五十八条	第三項	厚生年金保険法第百五十八条	第三項	厚生年金保険法第百五十八条
第六十五条の四において準用		第六十五条の四において準用		第六十五条の四において準用		第六十五条の四において準用	

	第四十三條及び第四十四條		第四十五條第三項
	第六十六條第四項	<p>事業主（厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を實施するものを除く。第三項において同じ。）及び基金</p> <p>事業主及び基金</p> <p>第六十五條第一項及び第二項並びに</p>	<p>法第六十五條第一項第一号の規定による信託の契約であつて、第三十八條第一項第二号に該当するも</p>
する第四十五條第一項	第九十一條の七において準用する法第六十六條第四項	連合会	<p>連合会</p> <p>第九十一條の七において準用する</p> <p>生命保険</p>

		の及び生命保険	
第四十六条第一項	事業主等	連合会	
第四十六条第二項	基金	連合会	
第四十七条	事業主等 資産管理運用契約又は基金資産運 用契約	連合会 法第九十一条の七において準 用する法第六十六条第一項、 第二項、第四項及び第五項に 規定する契約	

(連合会への脱退一時金相当額の移換の申出等)

第六十五条の五 法第九十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者が当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 第五十条の二第一項ただし書及び同条第二項の規定は、前項の申出について準用する。

3 法第九十一条の二第一項の規定により脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項の規定により法第九十一条の三第一項に規定する残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該脱退一時金相当額又は残余財産の連合会への移換の申出があつた旨を、連合会へ通知しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第六十五条の六 連合会が支給する給付の額は、連合会が給付の支給に関する義務を負っている者のうち特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。

(中途脱退者への事業主等又は連合会の説明義務)

第六十五条の七 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第九十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明しなければならない。

2 連合会は、中途脱退者の求めがあつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者

に係る連合会の給付に関する事項その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該中途脱退者に説明しなければならない。

（法第九十三条の二の規定により連合会の業務が行われる場合における厚生年金保険法等の適用）

第六十五条の八 法第九十三条の二の規定により連合会の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第一百五十三条第一項第六号</p>	<p>一時金たる給付</p>	<p>一時金たる給付（確定給付企業年金法の規定により連合会が支給する年金給付及び一時金を含む。）</p>
<p>第一百五十三条第一項第八号</p>	<p>年金給付等積立金</p>	<p>年金給付等積立金（確定給付企業年金法の規定により連合会が積み立てるべき積立金を</p>

	<p>第百五十三条第一項第十二号</p>	<p>第百六十七条</p>
	<p>業務</p>	<p>及び一時金たる給付</p>
<p>含む。第百五十八条第三項、第百五十八条の三第一項及び第百六十七条において同じ。</p>	<p>業務（確定給付企業年金法の規定により連合会が行う業務を含む。以下同じ。）</p>	<p>（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者並びに同法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項及び第九十一条の五第一項に規定する終了制度加</p>

<p>第百六十五条の三第二項</p>		<p>入者等（以下この条において「確定給付企業年金の中途脱退者等」という。）に係る年金給付を含む。以下この条において同じ。）及び一時金たる給付（確定給付企業年金の中途脱退者等に係る一時金を含む。以下この条において同じ。）</p>
<p>第百六十五条の三第二項若しくは同法第百十五条の四第二項、第百十五条の五第二項若しくは第百十七条の三第二項</p>		

2 法第九十三条の二の規定により連合会の業務が行われる場合には、厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第五十条及び第五十四条第一項の表第二十八条の二の項中「業務」とあるのは「業務（確定給付企業年金法の規定により連合会が行う業務を含む。）」と、同表第十四条の項中「一時金たる給付」とあるのは「一時金たる給付（確定給付企業年金法の規定により連合会が支給する年金給付及び一時金を含む。）」と、同条第二項の表第十三条第四項及び第十四条第二項の項中「一時金たる給付」とあるのは「一時金たる給付（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の規定により連合会が支給する年金給付又は一時金を含む。）」と読み替えるものとする。

第六十六条中「農業協同組合連合会」の下に「、連合会」を加える。

第六十七条第一項中「及び農業協同組合連合会」を「、農業協同組合連合会及び連合会」に改める。

第七十三条中第五項を第十一項とし、第四項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第五十三条（第七項を除く。）の規定は、法第一百条の二第一項の規定に基づき、厚生年金基金が確定給付企業年金の事業主等に、当該厚生年金基金の設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする場合において、当

該確定給付企業年金がまだ実施されていないときについて準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第七十九条第一項」とあるのは「第一百十条の二第一項」と、「移転事業主等」とあるのは「厚生年金基金」と、「移転確定給付企業年金の実施事業所」とあるのは「厚生年金基金の設立事業所」と、「移転確定給付企業年金の加入者等」とあるのは「当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者」と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項」と、同条第二項中「第七十九条第五項」とあるのは「第一百十条の二第五項」と、同条第四項中「第七十九条第二項」とあるのは「第一百十条の二第三項」と、「移転確定給付企業年金の加入者等」とあるのは「厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者」と、同条第五項中「第七十九条第四項」とあるのは「第一百十条の二第五項」と読み替えるものとする。

第七十三条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前条第二号」を「第四十九条第二号」に改め、「当該移転確定給付企業年金」とあるのは「当該確定給付企業年金」との下に、「同条第八項中「法第七十九条第一項に規定する承継事業主等が同条第二項」とあるのは「厚生年金基金が法第一百七条第二項」と、「移転確定給付企業年金」とあるのは「確定給付企業年金」と、「承継確定給付企業年金の加入者期間」とあるのは「当該厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間」とを加え、同項を同条

第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 第五十条（第四項及び第五項を除く。）の規定は、法第百十条の二第一項の規定に基づき、厚生年金基金が、当該厚生年金基金の設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合について準用する。この場合において、第五十条第一項中「第七十九条第一項」とあるのは「第百十条の二第一項」と、「移転確定給付企業年金の事業主等（以下この条及び第五十三条において「移転事業主等」という。）」とあるのは「厚生年金基金」と、「移転確定給付企業年金の加入者等」とあるのは「当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者」と、同項第一号中「移転確定給付企業年金の加入者」とあるのは「厚生年金基金の加入員」と、「移転加入者」とあるのは「移転加入員」と、「実施事業所」とあるのは「設立事業所（以下この条において「脱退事業所」という。）」と、同項第二号中「移転加入者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該移転加入者の過半数で組織する労働組合がないときは当該移転加入者の過半数を代表する者」とあるのは「当該脱退事業所に使用される厚生年金基金の加入員の二分の一以上の者」と、同条第

二項中「移転加入者」とあるのは「移転加入員」と、「実施事業所」とあるのは「脱退事業所」と、同条第三項中「移転確定給付企業年金が基金型企業年金であるとき」とあるのは「厚生年金基金」と、「移転加入者以外の加入者が使用される移転確定給付企業年金の実施事業所に係る代議員（移転確定給付企業年金の実施事業所の一部が承継確定給付企業年金の実施事業所となっているとき、又は実施事業所となるときは、移転加入者となる代議員を除く。）」とあるのは「脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「第一項から第三項まで」と、「第四十九条第二号」とあるのは「第七十三条第二項において準用する第四十九条第二号」と、「及び第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第七項中「移転事業主等」とあるのは「厚生年金基金」と、「第七十九条第一項」とあるのは「第一百条の二第一項」と、「移転確定給付企業年金の実施事業所」とあるのは「当該厚生年金基金の設立事業所」と、「移転確定給付企業年金の加入者」とあるのは「厚生年金基金の加入員」と、同条第八項中「法第七十九条第一項に規定する承継事業主等が同条第二項」とあるのは「確定給付企業年金の事業主等が法第一百条の二第三項」と、「移転加入者の移転確定給付企業年金の加入者期間」とあるのは「移転加入員の厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎と

なる期間」と、「承継確定給付企業年金」とあるのは「確定給付企業年金」と読み替えるものとする。

5 第五十条の二の規定は、法第百十五条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の厚生年金基金への移換の申出について準用する。この場合において、第五十条の二第一項中「第八十一条の二第一項」とあるのは「第百十五条の二第一項」と、「同項」とあるのは「法第八十一条の二第一項」と、「移換元確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。）」とあるのは「当該確定給付企業年金」と、「移換先確定給付企業年金（同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。）の加入者」とあるのは「当該厚生年金基金の加入員」と読み替えるものとする。

6 第五十条の二の規定は、法第百十五条の三第一項の規定による厚生年金基金脱退一時金相当額の確定給付企業年金への移換の申出について準用する。この場合において、第五十条の二第一項中「第八十一条の二第一項」とあるのは「第百十五条の三第一項」と、「脱退一時金相当額」とあるのは「厚生年金基金脱退一時金相当額（第二条第四号に規定する厚生年金基金脱退一時金相当額をいう。）」と、「同項に規定する中途脱退者（規約で定める老齢給付金を受けるための要件のうち法第三十六条第二項に規

定する老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者を除く。第八十八条の三第二項を除き、以下「中途脱退者」という。）が移換元確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。）の加入者」とあるのは「厚生年金基金の厚生年金保険法第四百四十四条の三第一項に規定する中途脱退者が当該厚生年金基金の加入員」と、「移換先確定給付企業年金（同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。）」とあるのは「当該確定給付企業年金」と読み替えるものとする。

7 第五十条の二の規定は、法第一百七十条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の企業型年金の資産管理機関（確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。第八十九条第五号において同じ。）又は同法第二条第五項に規定する連合会への移換の申出について準用する。この場合において、第五十条の二第一項中「第八十一条の二第一項」とあるのは「第一百七十条の二第一項」と、「同項」とあるのは「法第八十一条の二第一項」と、「移換元確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。）」とあるのは「当該確定給付企業年金」と、「移換先確定給付企業年金（同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。）の加入

者」とあるのは「企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）」と読み替えるものとする。

第七十三条第一項中「第四十九条第一号」を「第四十九条各号列記以外の部分中「第七十九条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、同条第一号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 第四十九条の規定は、法第一百条の二第一項の政令で定める場合について準用する。この場合において、第四十九条各号列記以外の部分中「第七十九条第一項」とあるのは「第一百条の二第一項」と、同条第一号中「他の確定給付企業年金の事業主（以下この号において「譲渡事業主」という。）」とあるのは「厚生年金基金の設立事業所の事業主」と、「譲渡事業主の実施事業所」とあるのは「当該厚生年金基金の設立事業所」と、「譲渡事業主が実施する確定給付企業年金」とあるのは「当該厚生年金基金」と、同条第二号中「法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金（以下この号、次条及び第五十三条において「移転確定給付企業年金」という。）及び承継確定給付企業年金（以下この号及び次条において「承継確定給付企業年金」という。）」とあるのは「厚生年金基金及び確定給付企業年金」

と、「移転確定給付企業年金の実施事業所」とあるのは「当該厚生年金基金の設立事業所」と、「移転確定給付企業年金の加入者」とあるのは「当該厚生年金基金の加入員」と、「一部移転加入者」とあるのは「一部移転加入員」と、「承継確定給付企業年金の」とあるのは「当該確定給付企業年金の」と読み替えるものとする。

第七十四条中「（昭和四十一年政令第三百二十四号）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（現価相当額の計算）

第七十四条の二 法第一百条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第六十一条第一項の現価相当額は、同項に規定する責任準備金に相当する額に、当該権利義務が移転された厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る過去期間代行給付現価の額（同法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額をいう。以下この条において同じ。）を当該厚生年金基金の過去期間代行給付現価の額の総額で除して得た率を乗じて得た額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額とする。

第七十五条第二項及び第八十一条第二項中「第六十二条の三第一項」を「第六十一条第一項」に改

める。

第八十八条の次に次の二条を加える。

(積立金の移換の申出)

第八十八条の二 法第百十五条の四第一項の規定による積立金の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。次条第一項及び第二項において同じ。）が確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 前項の規定は、法第百十五条の五第一項の規定による積立金の移換の申出について準用する。この場合において、前項中「第百十五条の四第一項」とあるのは「第百十五条の五第一項」と、「同項」とあるのは「法第百十五条の四第一項」と、「確定給付企業年金の加入者」とあるのは「厚生年金基金の加入員」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第百十七条の三第一項の規定による積立金の移換の申出について準用する。この場合において、第一項中「第百十五条の四第一項」とあるのは「第百十七条の三第一項」と、「同項」

とあるのは「法第百十五條の四第一項」と、「確定給付企業年金の加入者」とあるのは「企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）」と読み替えるものとする。

4 第五十條の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前三項の申出について準用する。

（他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入者期間等の取扱い）

第八十八條の三 厚生年金基金が、法第百十五條の二第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けるとき又は法第百十五條の五第二項の規定により積立金の移換を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該中途脱退者又は中途脱退者等に係る当該各号に掲げる期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者又は中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

一 法第百十五條の二第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けた場合 当該脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

二 法第百十五條の五第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 法第九十一條の二第二項の規定

により連合会に移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は法第九十一条の三第一項の終了した確定給付企業年金の加入者期間

2

確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、法第一百五十五条の三第二項の規定により厚生年金基金脱退一時金相当額の移換を受けたとき又は法第一百五十五条の四第二項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該厚生年金基金の厚生年金保険法第四十四条の三第一項に規定する中途脱退者（以下この項において「厚生年金基金中途脱退者」という。）又は中途脱退者等に係る当該各号に掲げる期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該厚生年金基金中途脱退者又は中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。

一 法第一百五十五条の三第二項の規定により厚生年金基金脱退一時金相当額の移換を受けた場合 当該厚生年金基金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

二 法第一百五十五条の四第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 前項第二号に掲げる期間
第八十九条第五号中「（確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。）」を

削る。

第九十一条中「第七十五条第六号イ」を「第八十九条第六号イ」に改める。

第九十三条の見出し中「厚生年金基金連合会」を「連合会」に改め、同条第一項第一号中「第六十二条の三第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条第二項中「厚生年金基金連合会」を「連合会」に改め、「第五十九条第六項」を「第五十九条第七項」に改め、同条を第九十四条とする。

第九十二条の次に次の一条を加える。

（中途脱退者等への事業主等又は厚生年金基金の説明義務）

第九十三条 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第一百五十五条の二第一項及び第一百七条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明しなければならない。

2 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者が当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金を移換することができるものであるときは、厚

生労働省令で定めるところにより、当該加入者の資格を取得した者に係る当該確定給付企業年金の給付に関する事項その他厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

3 厚生年金基金は、当該厚生年金基金の加入員が当該加入員の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第百十五条の三第一項の規定による厚生年金基金脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他厚生年金基金脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入員の資格を喪失した者に説明しなければならない。

4 厚生年金基金は、当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した者が当該厚生年金基金に脱退一時金相当額又は積立金を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入員の資格を取得した者に係る当該厚生年金基金の給付に関する事項その他脱退一時金相当額又は積立金の移換に関して必要な事項について、当該加入員の資格を取得した者に説明しなければならない。

(相続税法施行令の一部改正)

第四条 相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第五号を同条第六号とし、同条第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 確定給付企業年金法第九十一条の二第三項（中途脱退者に係る措置）、第九十一条の三第三項（終了制度加入者等である老齢給付金の受給権者等に係る措置）、第九十一条の四第三項（終了制度加入者等である障害給付金の受給権者に係る措置）又は第九十一条の五第五項（終了制度加入者等である遺族給付金の受給権者に係る措置）の規定により企業年金連合会から支給を受ける一時金

第一条の四第三号中「前条第三号」を「前条第四号」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正）

第五条 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「及び厚生年金基金連合会」を「及び企業年金連合会（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定により処分を行った場合に限る。以下この号において同じ。）」に、「若しくは厚生年金基金連合会」を「若しくは企業年金連合会」に改める。

(国家公務員退職手当法施行令及び国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第六条 次に掲げる政令の規定中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第三十九条の規定により企業年金連合会となつた旧厚生年金基金連合会を含む。)」に改める。

一 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)第九条の二第八十七号

二 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十二年政令第二百七号)第四十三条第一項第五号

(自衛隊法施行令等の一部改正)

第七条 次に掲げる政令の規定中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

一 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)別表第十第十九号

二 国税徴収法施行令(昭和三十四年政令第三百二十九号)第三十五条第四項第二号

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和五十年政令第二百七号)第十一条第二号

四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百十七号)第八条第

一項の表厚生年金保険法(昭和三十九年法律第百十五号)の項

五 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）目次、第九章の章名及び第一百十二条（見出しを含む。）

六 前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）第五条第二号ハ

七 財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）第六条第三号

八 平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第八十号）第九条（見出しを含む。）及び第二十五条（見出しを含む。）

九 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律施行令（平成十三年政令第二十号）第五条第三号

（国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正）

第八条 国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

「核燃料サイクル開発機構」の下に「、企業年金連合会」を加え、「、厚生年金基金連合会」を削る。

(行政手続法施行令の一部改正)

第九条 行政手続法施行令(平成六年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法人は」の下に「、企業年金連合会」を加え、「、厚生年金基金連合会」を削る。

(保険業法施行令の一部改正)

第十条 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の四中「第百五十九条第六項」を「第百五十九条第七項」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成九年政令第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

第三十八条第一項中「第百六十二条の三第二項」を「第百六十一条第二項」に、「第百六十二条の三第三項」を「第百六十一条第三項」に改める。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第十二条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

第二百二十六条第三号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定により業務を行う場合に限る。)」に改め、「国民年金基金連合会」の下に「(国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の規定により業務を行う場合に限る。)」を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正)

第十三条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「関西国際空港株式会社」の下に「、企業年金連合会」を加え、「、厚生年金基金連合会」を削る。

(厚生年金基金令等の一部を改正する政令の一部改正)

第十四条 厚生年金基金令等の一部を改正する政令(平成十六年政令第二百八十一号)の一部を次のように

改正する。

附則第三条中「第六十二条の三第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律（次条において「平成十六年改正法」という。）

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

（厚生年金基金連合会及び企業年金連合会の評議員及び役員に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日において厚生年金基金連合会の評議員又は役員である者の任期は、平成十六年改正法第九条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百五十五条第四項又は第百五十七条第四項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 施行日に平成十六年改正法第九条の規定による改正後の厚生年金保険法第百五十五条第三項又は第百五十七條第二項の規定により企業年金連合会（次条において「連合会」という。）の評議員又は役員となつ

た者の任期は、同法第百五十五条第四項又は第百五十七条第四項の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間とする。

(厚生年金基金の中途脱退者等とみなされた者に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正前の厚生年金基金令（以下この条において「旧令」という。）附則第九条第一項の規定により厚生年金保険法第六十条第一項に規定する中途脱退者とみなされた者又は旧令附則第十条第一項の規定により同法第四百十九条第一項に規定する解散基金加入員とみなされた者については、それぞれ確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一条の二第二項の規定により脱退一時金相当額が連合会に移換された者又は同法第九十一条の三第二項の規定により残余財産が連合会に移換された者とみなし、同法その他の法令の規定を適用するものとする。

理由

国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、厚生年金基金の中途脱退者が他の厚生年金基金へ脱退一時金相当額を移換する際の申出期限及び加入員期間の取扱いその他脱退一時金相当額の移換等に関して必要な事項を定める等の必要があるからである。